

資料

No. 2 - 2

## 雇用保険関係資料



# 失業給付（基本手当）の概要

## 基本手当の概要

一般被保険者が失業（\*1）した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が12月以上ある場合には（倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合にも）、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給（\*2）される。

\*1) 「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(雇用保険法第4条第2項)

\*2) なお、自己都合離職者（正当な理由による自己都合離職者を除く。）又は重責解雇による離職者については、3か月間の給付制限がある。

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日（一般の離職者）、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）に対しては90日～330日、有期労働契約が更新されなかったこと等により離職した者（特定理由離職者）に対しては原則90日～150日であるが、平成24年3月31日までは暫定措置として特定受給資格者と同じ90日～330日となっている。

## 給付日数（原則）

### (イ) 倒産、解雇等による離職者（(ハ)を除く）

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

### (ロ) 自己都合離職者（(ハ)を除く）

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

※ 有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、平成24年3月31日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

### (ハ) 就職困難な者（障害者等）

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

## 受給資格決定件数の推移

(単位：件、%)

	受給資格決定件数			
	(前年比)	特定受給資格者	特定理由離職者	特定以外受給資格者
平成18年度	1,987,274 (△ 4.8)	433,726		1,553,548
平成19年度	1,895,008 (△ 4.6)	449,687	-	1,445,321
平成20年度	2,200,007 (△ 16.1)	812,172	-	1,387,835
平成21年度	2,265,042 (△ 3.0)	872,243	141,010	1,251,789
平成20年10月	181,622 (△ 0.3)	53,270	-	128,352
11月	135,101 (△ 6.3)	45,191	-	89,910
12月	140,304 (△ 39.7)	60,051	-	80,253
平成21年1月	241,606 (△ 62.3)	119,701	-	121,905
2月	226,622 (△ 72.9)	119,030	-	107,592
3月	241,705 (△ 82.4)	129,975	-	111,730
4月	370,821 (△ 43.1)	171,554	21,007	178,260
5月	249,250 (△ 38.8)	104,940	19,324	124,986
6月	200,627 (△ 38.5)	80,946	13,925	105,756
7月	196,554 (△ 25.4)	79,374	14,753	102,427
8月	160,670 (△ 15.4)	57,617	10,169	92,884
9月	159,768 (△ 4.0)	52,898	8,629	98,241
10月	196,822 (△ 8.4)	72,412	13,455	110,955
11月	141,770 (△ 4.9)	48,669	8,352	84,749
12月	123,347 (△ 12.1)	45,357	6,617	71,373
平成22年1月	170,625 (△ 29.4)	61,827	9,830	98,968
2月	137,167 (△ 39.5)	43,971	7,239	85,957
3月	157,621 (△ 34.8)	52,678	7,710	97,233
4月	285,304 (△ 23.1)	87,440	23,241	174,623
5月	184,513 (△ 26.0)	52,639	12,237	119,637
6月	161,363 (△ 19.6)	50,698	8,439	102,226
7月	154,761 (△ 21.3)	48,760	8,972	97,029
8月	145,993 (△ 9.1)	40,220	7,146	98,627
9月	147,208 (△ 7.9)	39,215	6,123	101,870
10月	163,697 (△ 16.8)	45,594	9,781	108,322

(注) 特定理由離職者のうち正当理由のある自己都合離職者は、特定以外受給資格者に含まれる。

## 受給者実人員の推移

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		(前年比)
平成17年度	627,837	(△ 7.9)
平成18年度	583,255	(△ 7.1)
平成19年度	566,666	(△ 2.8)
平成20年度	606,686	( 7.1)
平成21年度	854,617	( 40.9)
平成20年10月	597,093	(△ 0.3)
11月	556,622	(△ 1.3)
12月	585,619	( 9.5)
平成21年1月	618,981	( 14.1)
2月	693,316	( 33.8)
3月	792,998	( 59.1)
4月	882,198	( 76.3)
5月	940,044	( 70.3)
6月	1,012,154	( 78.1)
7月	1,001,375	( 64.8)
8月	962,206	( 60.0)
9月	910,243	( 50.2)
10月	855,192	( 43.2)
11月	796,733	( 43.1)
12月	765,576	( 30.7)
平成22年1月	731,021	( 18.1)
2月	702,990	( 1.4)
3月	695,676	(△ 12.3)
4月	678,411	(△ 23.1)
5月	669,784	(△ 28.7)
6月	724,954	(△ 28.4)
7月	720,658	(△ 28.0)
8月	729,284	(△ 24.2)
9月	693,820	(△ 23.8)
10月	650,671	(△ 23.9)

(注) 各年度の受給者実人員の数値は年度間月平均値である。

# 基本手当日額

## ①基本手当の年齢別上限額

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,290円	6,145円
30歳以上45歳未満	13,650円	6,825円
45歳以上60歳未満	15,010円	7,505円
60歳以上65歳未満	14,540円	6,543円

## ②基本手当の給付率

(60歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,000円～ 3,950円	80%	1,600円～ 3,160円
3,950円～11,410円	80～50%	3,160円～ 5,705円
11,410円～15,010円	50%	5,705円～ 7,505円

(60歳以上65歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,000円～ 3,950円	80%	1,600円～ 3,160円
3,950円～10,230円	80～45%	3,160円～ 4,603円
10,230円～14,540円	45%	4,603円～ 6,543円

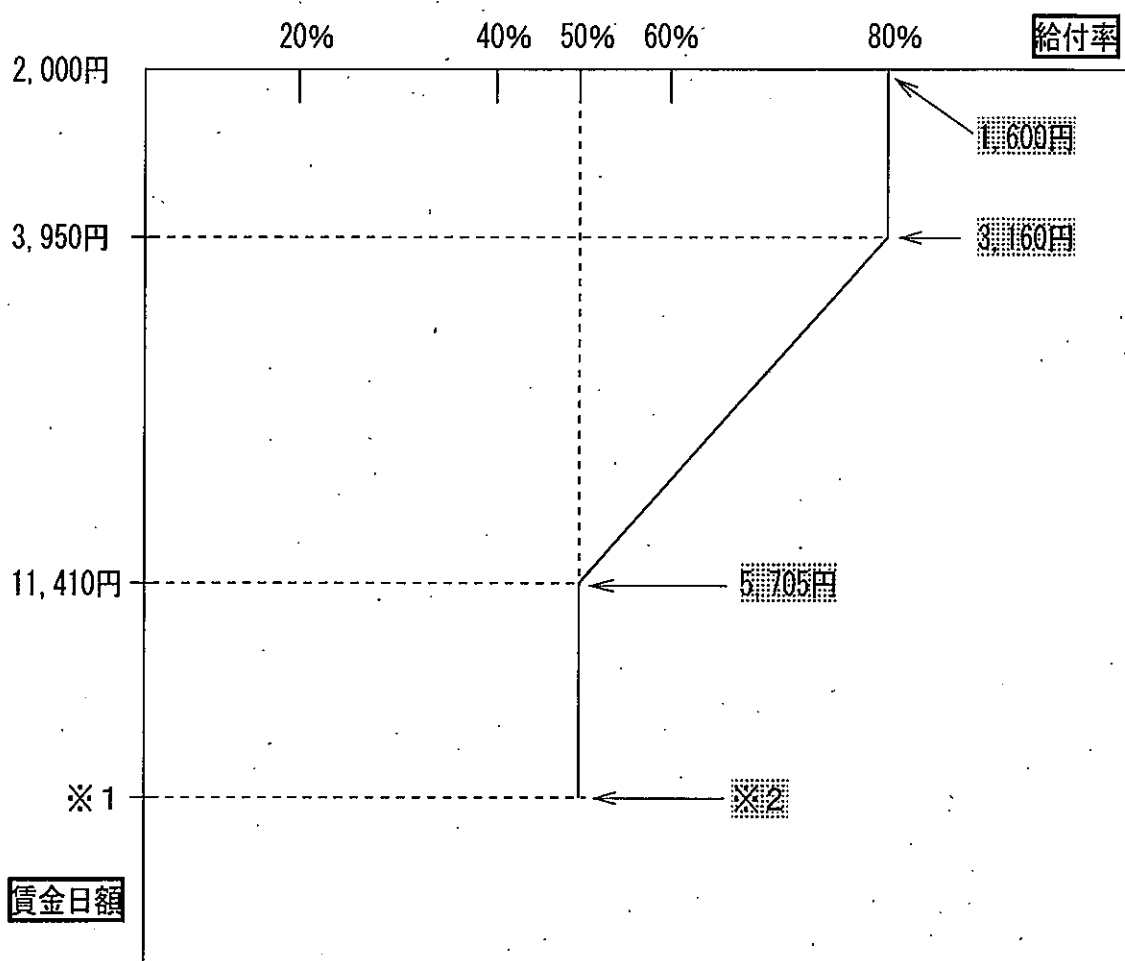
# 基本手当日額の算定方法について

※ **基本手当日額**は、**賃金日額**に**給付率**を乗じることによって算定。

※ 給付率は、60歳未満の受給資格者については最高80%から最低50%、60歳以上65歳未満の受給資格者については最高80%から最低45%の範囲で設定されている。

## 1 60歳未満の受給資格者

\* **基本手当日額**は、右側の網かけ数値

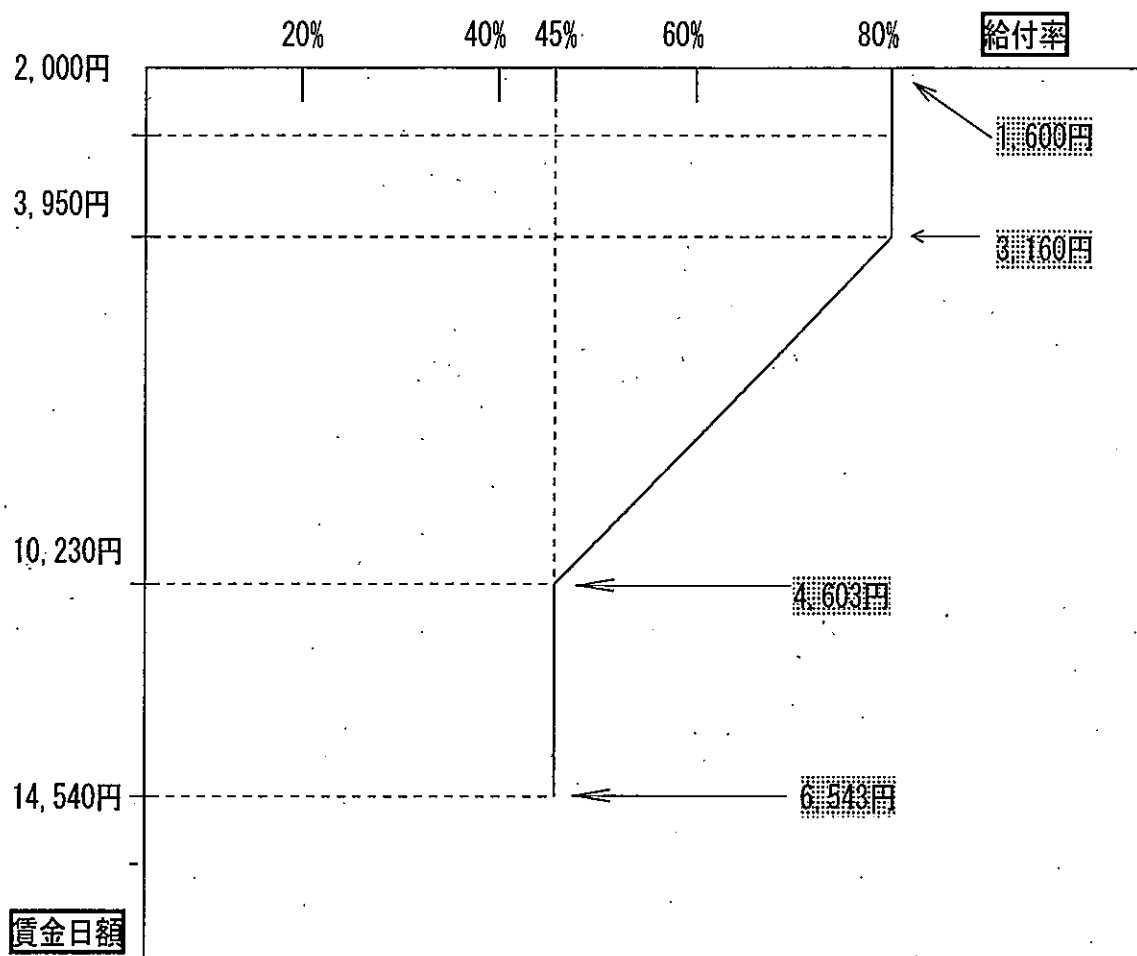


(注) ※1の賃金日額の上限額並びに※2の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 ※1	基本手当 日額※2
30歳未満	12,290円	6,145円
30歳以上45歳未満	13,650円	6,825円
45歳以上60歳未満	15,010円	7,505円

## 2 60歳以上65歳未満の受給資格者

\*基本手当日額は、右側の網かけ数値





## 賃金日額の下限額と上限額の推移

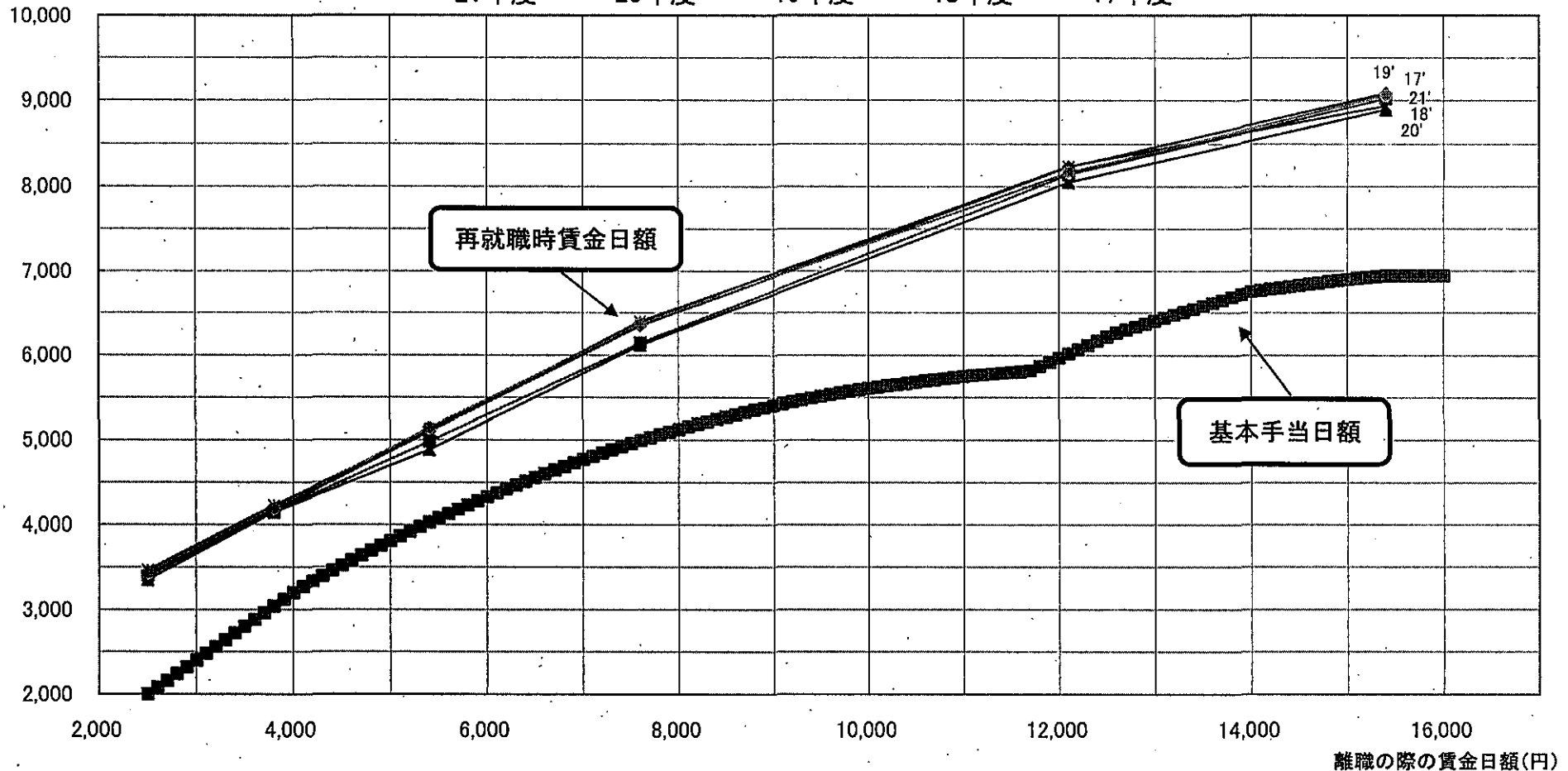
	賃金日額の下限額	賃金日額の上限額			
	年齢区分はなし	30歳未満	30歳以上45歳未満	45歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満
平成15年改正法 (4月30日公布) による額改定	2,140	13,160	14,620	16,080	15,580
平成15年	2,120	13,060	14,510	15,960	15,460
平成16年	2,110	12,990	14,430	15,870	15,370
平成17年	2,070	12,740	14,150	15,560	15,070
平成18年	2,080	12,790	14,200	15,620	15,130
平成19年	2,070	12,730	14,140	15,550	15,060
平成20年	2,060	12,660	14,060	15,460	14,980
平成21年	2,050	12,580	13,980	15,370	14,890
平成22年	2,000	12,290	13,650	15,010	14,540

※賃金日額については、毎年8月1日に毎月勤労統計(厚生労働省)でスライドした額を告示

# 基本手当日額と再就職賃金日額の状況(全年齢)

基本手当日額・再就職時賃金日額(円)

■ 21年度 ▲ 20年度 ◆ 19年度 \* 18年度 ● 17年度



注) 再就職賃金日額は、平成17年度、18年度、19年度、20年度及び21度に受給資格決定をした者について、基本手当日額の上限額を限度として平成22年7月末の状況を調査したものである。

## 賃金日額の下限額と最低賃金の全国加重平均との比較

賃金日額の下限額		最低賃金の全国加重平均額	週20時間勤務(※1)の場合の賃金日額 (最低賃金×20時間÷7日)
平成15年法改正	2,140円		
平成21年8月	2,050円		↓
	↓	713円[21年9・10月発効]	2,037円
平成22年8月	<u>2,000円(※2)</u>		↓
	↓	<u>730円</u> [22年10・11月発効]	<u>2,086円</u>
平成23年8月	自動スライド		

(※1)賃金日額の下限額については、週所定労働時間が20時間の労働者を想定して算出。

(※2)賃金日額2,000円を時給換算すると、700円となる。  
(700(円)×20(時間)÷7(日)=2,000(円))

# 基本手当の給付日数(原則)

## ①倒産、解雇等による離職者(④を除く)

被保険者であった期間 区分	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

## ②有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者(④を除く)

被保険者であった期間 区分	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	90日	120日	150日

※②のうち、有期労働契約が更新されなかったことによる離職者及び被保険者期間6月以上12月未満の正当な理由による自己都合離職者については、平成24年3月31日までは、暫定的に①の給付日数となる。

## ③一般の離職者(④を除く)

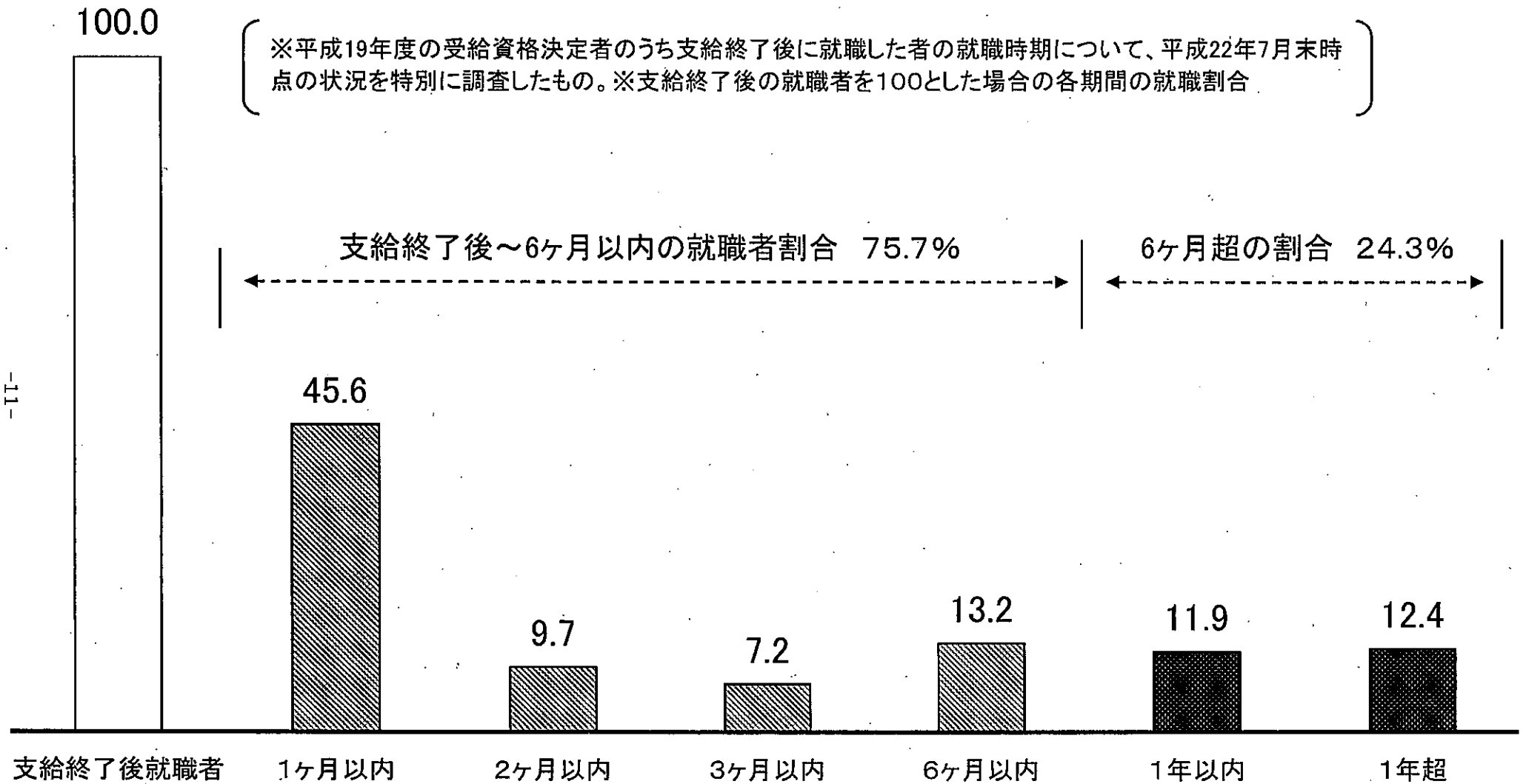
被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

## ④就職困難者(障害者等)

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

# 雇用保険受給者のうち支給終了後に就職した者の就職時期

※平成19年度の受給資格決定者のうち支給終了後に就職した者の就職時期について、平成22年7月末時点の状況を特別に調査したもの。※支給終了後の就職者を100とした場合の各期間の就職割合



(注) 調査時点での就職者は約119万人(調査対象者の63.3%)、未就職者は約69万人(36.7%)となっている。

# 平成21年改正法における暫定措置(失業等給付関連)

## 1. 基本手当について

<給付日数>

- 有期労働契約が更新されなかったこと等により離職した者について、給付日数を解雇等による離職者並に充実。  
(離職日が平成24年3月31日までの間の者が対象)
- 解雇や有期労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長。(離職日が平成24年3月31日までの間の者が対象)

## 2. 就業促進手当について

- 再就職手当(早期に安定的な職業に再就職した場合、一定額の一時金を支給)の受給要件を緩和するとともに、給付率を引き上げる。(再就職した日が平成24年3月31日までの間の者が対象)

<現行>

残日数が「1/3以上」  
かつ  
「45日以上」

→ 残日数×日額×30%

<暫定措置>

残日数が「1/3以上」 → 残日数×日額×40%  
残日数が「2/3以上」 → 残日数×日額×50%

- 常用就職支度手当(身体障害者、その他就職が困難な者が安定的な職業に再就職した場合、支給残日数の30%に基本手当日額を乗じた一時金を支給)について、「40歳未満の者(年長フリーター層)」を支給対象に加え、給付率を40%に引き上げる。(再就職した日が平成24年3月31日までの間の者が対象)

## 3. 受講手当について

- 受講手当(公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日であって、基本手当の支給対象日について支給される)の日額を、500円→700円に引き上げる。(平成24年3月31日までの間に公共職業訓練等を受けた者が対象)

# 個別延長給付の概要

## 1 概要

有期労働契約が更新されなかったために離職した者又は特定受給資格者のうち、年齢や地域等を踏まえ、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者等について、所定給付日数を60日延長する。（平成21年3月31日から平成24年3月31日までの暫定措置）  
（雇用保険法附則第5条）

※ 被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満である場合には30日

## 2 対象者（次のいずれかに該当し、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者）

### （1）45歳未満の求職者

### （2）直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域の求職者

- ① 労働力人口に対する有効求職者割合が全国平均以上
- ② 当該地域における有効求人倍率が1倍未満
- ③ 雇用保険の基本受給率が全国平均以上

$$\left[ \begin{array}{l} \text{基本受給率} = \frac{\text{受給者実人員}}{\text{受給者実人員} + \text{一般被保険者数}} \end{array} \right]$$

※ 平成22年9月1日時点の指定地域（35道府県）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

### （3）公共職業安定所長が、受給資格者の知識、技能、職業経験等を勘案して、特に再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

## 個別延長給付の支給状況

(単位：人、%)

	初回受給者数		受給者実人員	
		(前年比)		(前年比)
21年度	552,676	-	116,481	-
平成21年10月	54,391	-	146,112	-
11月	43,943	-	130,622	-
12月	42,107	-	127,350	-
平成22年1月	48,531	-	127,933	-
2月	37,288	-	114,975	-
3月	38,398	-	110,507	-
4月	37,789	( 70.5)	99,469	( 348.6)
5月	29,602	(△ 34.9)	82,537	( 27.7)
6月	30,996	(△ 39.9)	85,275	(△ 24.7)
7月	32,887	(△ 44.7)	83,170	(△ 41.5)
8月	33,431	(△ 42.3)	85,319	(△ 42.2)
9月	30,027	(△ 41.5)	83,686	(△ 44.3)
10月	31,575	(△ 41.9)	81,327	(△ 44.3)

※受給者実人員の年度計は各月の平均値である。



# 再就職手当の概要

## 1 概要

受給資格者が安定した職業に就いた場合において、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が、当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上である者について支給される。(雇用保険法第56条の2)

ただし、平成24年3月31日までの暫定措置として、受給要件を緩和するとともに、給付率を引き上げている。(同附則第9条)

## 2 支給要件

次のすべてに該当する場合に支給する。

- (1) 就職日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であること。
- (2) 1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められる職業に就き、又は事業を開始した者であること。
- (3) その他、以下の要件を満たすこと。
  - ・ 離職前の事業主(関連事業主を含む。)に再び雇用されたものでないこと
  - ・ 待期期間の経過後に職業に就き、又は事業を開始したこと
  - ・ 給付制限を受けた場合については、待期期間の満了後1ヶ月については、公共職業安定所等の紹介により職業に就いたこと
  - ・ 求職の申込み前になされた雇用予約に基づいて雇用されたものでないこと
  - ・ 安定した職業に就いた日前3年以内の就職について、就業促進手当の支給を受けたことがないこと
  - ・ その他、就業促進手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められるものであること

## 3 支給額

<暫定措置> 残日数が「1/3以上」→残日数×日額×40%  
残日数が「2/3以上」→残日数×日額×50%

<原則> 残日数が「1/3以上」かつ「45日以上」  
→残日数×日額×30%

## 4 その他

支給額を基本手当日額で除した日数分については、基本手当の支給を受けたものとみなされる。

## 再就職手当の支給状況

(単位：人、%)

	再就職手当		
	受給者数	残日数2/3以上	残日数1/3以上
平成18年度	366,633 ( 14.8 )	300,885 ( 17.3 )	65,748 ( 4.5 )
平成19年度	364,631 ( △ 0.5 )	300,356 ( △ 0.2 )	64,275 ( △ 2.2 )
平成20年度	347,288 ( △ 4.8 )	282,332 ( △ 6.0 )	64,956 ( 1.1 )
平成21年度	390,903 ( 12.6 )	279,704 ( △ 0.9 )	111,199 ( 71.2 )
平成20年10月	32,178 ( △ 8.0 )	25,597 ( △ 9.4 )	6,581 ( △ 2.1 )
11月	28,939 ( △ 14.9 )	23,083 ( △ 15.6 )	5,856 ( △ 11.9 )
12月	30,377 ( △ 3.8 )	24,691 ( △ 5.1 )	5,686 ( 2.6 )
平成21年1月	26,482 ( △ 3.0 )	21,545 ( △ 3.6 )	4,937 ( △ 0.2 )
2月	22,520 ( 1.5 )	17,989 ( 0.9 )	4,531 ( 3.9 )
3月	26,269 ( 4.1 )	21,192 ( 3.9 )	5,077 ( 5.0 )
4月	23,529 ( 5.1 )	18,831 ( 4.6 )	4,698 ( 7.0 )
5月	37,484 ( 7.9 )	28,323 ( 1.2 )	9,161 ( 35.6 )
6月	38,299 ( 27.1 )	28,698 ( 13.3 )	9,601 ( 99.9 )
7月	42,003 ( 21.7 )	30,496 ( 6.7 )	11,507 ( 93.6 )
8月	36,698 ( 18.9 )	25,710 ( 0.9 )	10,988 ( 104.0 )
9月	32,290 ( 15.8 )	22,434 ( △ 1.9 )	9,856 ( 96.8 )
10月	38,215 ( 18.8 )	25,796 ( 0.8 )	12,419 ( 88.7 )
11月	32,831 ( 13.4 )	22,220 ( △ 3.7 )	10,611 ( 81.2 )
12月	32,959 ( 8.5 )	23,128 ( △ 6.3 )	9,831 ( 72.9 )
平成22年1月	28,053 ( 5.9 )	19,822 ( △ 8.0 )	8,231 ( 66.7 )
2月	21,427 ( △ 4.9 )	15,001 ( △ 16.6 )	6,426 ( 41.8 )
3月	27,115 ( 3.2 )	19,245 ( △ 9.2 )	7,870 ( 55.0 )
4月	23,659 ( 0.6 )	16,936 ( △ 10.1 )	6,723 ( 43.1 )
5月	34,158 ( △ 8.9 )	24,444 ( △ 13.7 )	9,714 ( 6.0 )
6月	32,460 ( △ 15.2 )	24,614 ( △ 14.2 )	7,846 ( △ 18.3 )
7月	33,807 ( △ 19.5 )	25,184 ( △ 17.4 )	8,623 ( △ 25.1 )
8月	32,461 ( △ 11.5 )	24,083 ( △ 6.3 )	8,378 ( △ 23.8 )
9月	28,520 ( △ 11.7 )	21,148 ( △ 5.7 )	7,372 ( △ 25.2 )
10月	31,320 ( △ 18.0 )	22,725 ( △ 11.9 )	8,595 ( △ 30.8 )

(注) ( )内は、対前年同月比である。

## 常用就職支度手当の概要

### 1 概要

受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者であって、身体障害者その他就職が困難な者（※）が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が必要と認めたとときに支給される。（雇用保険法第56条の2）

ただし、平成24年3月31日までの暫定措置として、支給対象者を拡大するとともに、給付率を引き上げている。（同附則第9条）

（※）平成24年3月31日までの暫定措置として、支給対象者に「安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、再就職した日において40歳未満である者」を追加。

### 2 支給要件

次のすべてに該当する場合に支給する。

(1) 公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により1年以上引き続いて雇用されることが確実であると認められる職業に就いたこと。

(2) その他、以下の要件を満たすこと。

- ・ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- ・ 待期期間又は給付制限期間が経過した後職業に就いたこと。
- ・ 常用就職支度手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められること。

ただし、就職日前3年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがある場合は、常用就職支度手当は支給されない。

### 3 支給額

基本手当日額×90×40%（原則30%の給付率を暫定措置として引上げ）

（支給残日数が90日未満である場合は、その日数。ただし、45日を下限とする。）

支給残日数	常用就職支度手当の額
90日以上	36日分の基本手当
45日以上90日未満	残日数の40%相当日数分の基本手当
45日未満	18日分の基本手当

常用就職支度手当の支給状況

(単位：人、%)

	受給者数	
平成18年度	2,296	( 15.5 )
平成19年度	1,909	( Δ16.9 )
平成20年度	2,144	( 12.3 )
平成21年度	9,906	( 362.0 )
平成20年10月	143	( 10.0 )
11月	116	( Δ22.1 )
12月	161	( 3.2 )
平成21年1月	198	( 25.3 )
2月	160	( Δ15.3 )
3月	202	( 4.7 )
4月	136	( Δ17.1 )
5月	539	( 67.9 )
6月	705	( 263.4 )
7月	865	( 355.3 )
8月	1,010	( 531.3 )
9月	899	( 565.9 )
10月	1,053	( 636.4 )
11月	951	( 719.8 )
12月	973	( 504.3 )
平成22年1月	899	( 354.0 )
2月	816	( 410.0 )
3月	1,060	( 424.8 )
4月	870	( 539.7 )
5月	1,271	( 135.8 )
6月	925	( 31.2 )
7月	871	( 0.7 )
8月	1,038	( 0.7 )
9月	848	( 0.7 )
10月	881	( 0.7 )

(注) ( ) 内は、対前年同月比である。

## 雇用保険料及び国庫負担の推移

	雇 用 保 険 料			国庫負担率 (基本手当)
	失業等給付保険料率 (労使折半)	二事業保険料率 (使用者負担)		
失業保険(昭22)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{22}{1,000}$		$\frac{1}{3}$
(昭24)	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$		↓
(昭27)	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$		↓
(昭34)	↓	↓		$\frac{1}{4}$
(昭35)	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$		↓
(昭45)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$		↓
-----				
雇用保険(昭50)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	↓
(昭53)	$\frac{13.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	↓
(昭54)	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$ (法改正)	↓	↓
(昭56)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭57)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭61)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭63)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(平4)	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$ (弾力)	↓	22.5% ( $\frac{1}{4} \times 0.9$ )
(平5)	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正)	↓	20.0% ( $\frac{1}{4} \times 0.8$ )
(平10)	↓	↓	↓	14.0% ( $20.0\% \times 0.7$ )
(平13)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (法改正)	↓	$\frac{1}{4}$
(平14)	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$ (弾力)	↓	↓
(平15)	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$ (法改正)	↓	↓
(平19)	$\frac{15.0}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	13.75% ( $\frac{1}{4} \times 0.55$ )
(平21)	$\frac{11.0}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正) (注4)	↓	(注5)
(平22)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	↓

- (注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。
- (注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。
- (注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。
- (注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。
- (注6) 雇用保険法の一部を改正する法律(平成22年2月3日公布施行)において、平成23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するとされている。

# 失業等給付に係る国庫負担の考え方について

## 基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うべきであることから、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担することが必要

### 求職者給付

費用の1/4を負担

- ・基本手当
- ・特例一時金

費用の1/3を負担

- ・日雇労働求職者給付
- ※比較的低所得者を対象とし、保険収支が不安定であること等による。

国庫負担なし

- ・高年齢求職者給付
- ※65歳以上の者には年金が支給されること等を踏まえ、国庫負担は廃止された(平成10年)。

### 雇用継続給付

費用の1/8を負担

- ・育児休業給付
- ・介護休業給付

※雇用継続給付の保険事故は、「失業」に準じた状態であり、これを放置すれば失業に結びつく可能性のあるものであるが、完全な失業状態にはなく、求職者給付に比べて国の責任の度合は相対的に低いため、その1/2の国庫負担率となっている。

国庫負担なし

- ・高年齢雇用継続給付
- ※改正高齢者雇用安定法に鑑み、国庫負担を行う本来の趣旨が薄れたことを踏まえ、国庫負担は廃止された(平成19年)。

### 就職促進給付

国庫負担なし

※失業中の生活保障等を目的として支給する求職者給付等と異なり、受給者の再就職の促進のために給付するものであるため。

### 教育訓練給付

国庫負担なし

※失業中の生活保障等を目的として支給する求職者給付等と異なり、労働者の主体的な職業能力開発の取組を支援するものであるため。

※ 当分の間、国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げ(平成19年～)

# 国庫負担の暫定措置の今後の取り扱いについて

## 1. 暫定措置の経緯

- 行政改革の重要方針（平成17年12月24日 閣議決定）

失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

- 行革推進法（平成18年法律第47号）第23条第2項

雇用保険法第66条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る）の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日 閣議決定）

失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含め検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、2007年度において、廃止を含む見直しを行う。



- 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）

当分の間、国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げ（25% → 13.75%）  
（高年齢雇用継続給付に係る国庫負担を廃止）

-21-

## 2. 暫定措置見直しの動き

- 民主党マニフェスト（2009）

雇用保険における国庫負担を法律の本則である1/4に戻す。

- 雇用保険法の一部を改正する法律（平成22年法律第2号）

- ・ 当面の雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度における求職者給付及び雇用継続給付の国庫負担として、21年度補正予算で3500億円の一般財源を投入
- ・ 雇用保険の国庫負担については、平成22年度中に検討し、23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。



※ 平成23年度予算概算要求において、国庫負担の原則復帰（暫定措置廃止）に関する事項要求をしているところ。

※ 厚生労働省としては、社会保障に関する経費の安定財源を確保するための税制上の所要の措置を税制要望しているところであるが、予算編成過程において検討。

## 失業等給付関係収支状況

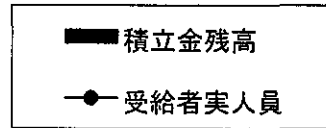
(単位：億円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 予算	23年度 要求
収 入	18,187	17,797	18,593	18,414	19,423	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	28,978	28,764	22,214	22,896	20,508	22,258	21,351
うち保険料収入	12,266	12,270	12,457	12,650	12,923	12,929	12,335	12,164	18,251	19,211	20,242	20,435	23,856	24,528	19,402	19,664	12,790	18,843	18,444
うち失業等給付に係る 国庫負担金	2,790	2,490	3,374	3,273	4,388	3,078	4,012	3,354	4,884	6,417	4,494	4,267	3,462	1,953	1,190	1,604	5,887	3,002	2,458
支 出	16,127	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	16,972	15,261	14,917	15,907	22,481	29,459	24,822
うち失業等給付費	14,960	17,045	19,036	20,154	21,939	25,762	26,550	25,138	26,007	25,292	19,618	14,672	13,772	12,803	12,598	13,496	19,805	26,790	22,536
差 引 剩 余	2,061	▲ 199	▲ 1,628	▲ 2,944	▲ 3,780	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,445	▲ 934	4,000	7,962	12,006	13,503	7,297	6,989	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 3,471
積立金残高	47,527	47,328	45,699	42,755	38,975	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	6,064	16,026	28,032	41,535	48,832	55,821	53,870	42,269	37,798

- (注) 1. 22年度及び23年度の予算の「支出」には、予備費(22' 1,390億円、23' 1,120億円)が計上されている。  
 2. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき額が含まれている。  
 3. 22年度予算及び23年度要求の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額としてそれぞれ4,400億円、1,000億円が減額されている。  
 4. 平成23年度要求の「うち失業等給付に係る国庫負担金」の額は本則復帰前の所要額であり、本則復帰分については事項要求として要求している。  
 5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

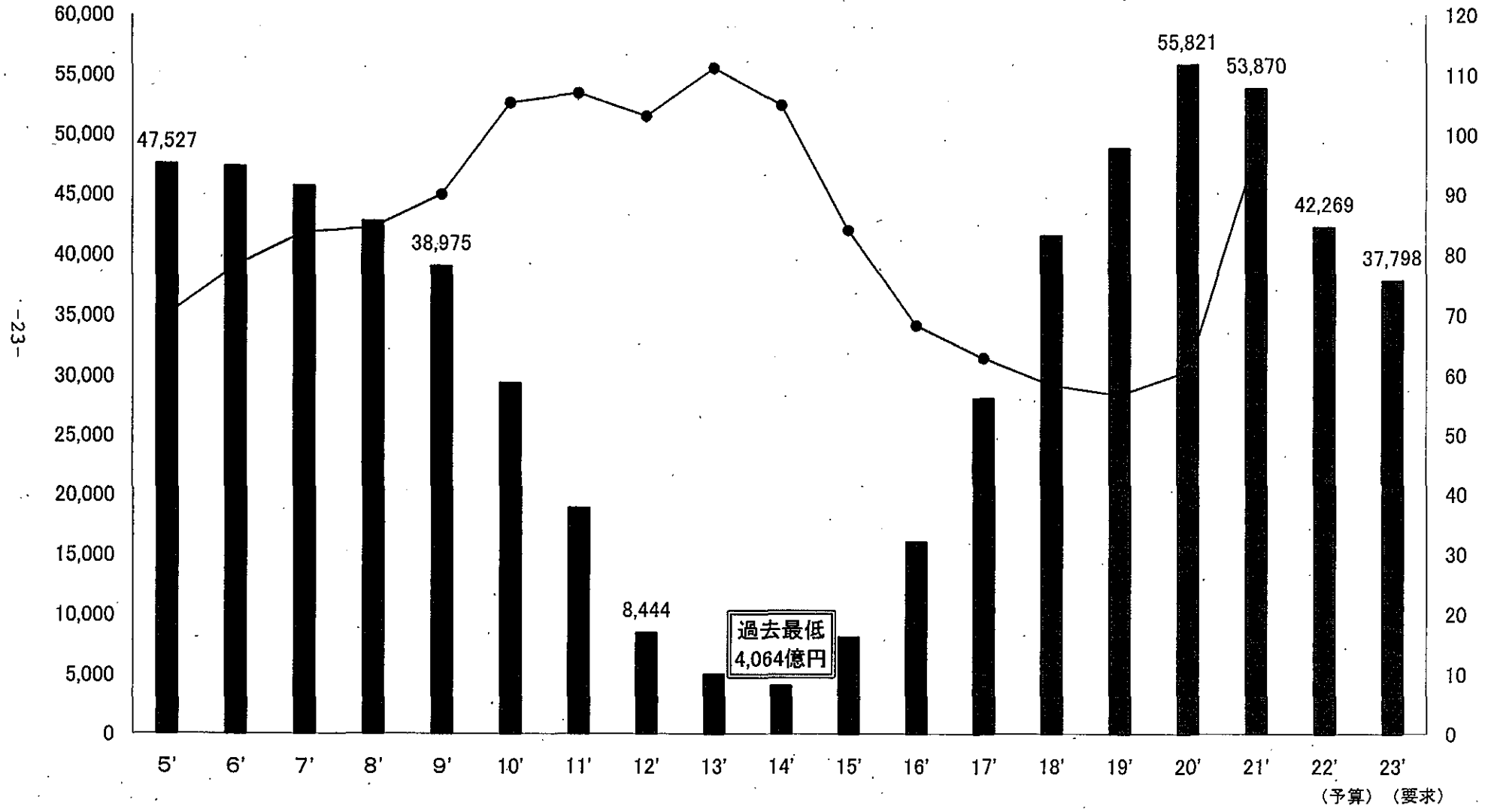


# 積立金残高と受給者実人員の推移



積立金(億円)

実人員(万人)



# 雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度 1次補正後予算	23年度 要求
収入	5,168	5,230	5,022	10,039	6,627
(うち積立金からの借入れ)	—	—	—	(4,400)	(1,000)
支出	3,195	5,649	10,235	12,420	8,849
差引 剰余	1,972	▲ 419	▲ 5,212	▲ 2,381	▲ 2,222
安定資金残高	10,679	10,260	5,048	2,666	444
(積立金からの借入れを行わない場合)	—	—	—	(▲1,734)	(▲4,956)

- (注) 1. 22年度の予算と23年度要求の「支出」には、予備費(22' : 690億円、23' : 450億円)が計上されている。
2. 22年度予算及び23年度要求の「収入」には、特別措置による積立金からの受入額(22' : 4,400億円、23' : 1,000億円)が含まれている。
3. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

支出のうち雇用調整助成金の予算額	
22年度	23年度
7,257	4,220

# 雇用保険料率の弾力条項について

1. 雇用保険料率は、原則19.5/1000（失業等給付分：16/1000（労使折半）、二事業分：3.5/1000（事業主負担））
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。（弾力条項）

## 失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費}} \rightarrow \begin{array}{c} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ (\rightarrow 12/1000 \text{まで}) \end{array}$$

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費}} \rightarrow \begin{array}{c} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ (\rightarrow 20/1000 \text{まで}) \end{array}$$

〔 ※ 21年度決算額による計算 = 2.65 → 平成23年度の保険料率を12/1000まで引下げ可能 〕

## 雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \rightarrow \begin{array}{c} \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ (\rightarrow 3/1000 \text{まで}) \end{array}$$

〔 ※ 21年度決算額による計算 = ▲0.07 〕

## 雇用保険制度における弾力条項について

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第12条第5項及び第8項)

### 失業等給付に係る弾力条項

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法 の規定による失業等給付の額(以下この項において「失業等給付額」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで)の範囲内において変更することができる。

### 雇用保険二事業に係る弾力条項

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法 の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。